

(仮称) 清川記念館運営検討委員会要綱

(設 置)

第1条 (仮称) 清川記念館の運営等について検討するため、(仮称) 清川記念館運営検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、教育委員会に対して提言を行う。

- (1) (仮称) 清川記念館の運営に関すること。
- (2) (仮称) 清川記念館の施設に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者、5名以内をもって組織する。

- (1) 美術館関係者
- (2) 美術教育関係者
- (3) 美術文化団体関係者

(会 長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 会長が事故にあったときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会 議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がそれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会生涯学習部文化課内に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別途協議をして定める。

附 則

この要綱は、平成12年5月27日から施行する。